

2011年3月13日

改正親権法について

弁護士 平 湯 真 人

1 日弁連の評価と見解

日弁連は、ながらく親権法の改正を提案してきた。別紙の会長声明は今年2月の法制審の諮問答申がなされた時点でのものである。不十分な点が多いが、「着実な一歩として評価できる」と言うものであり、私としても同じ評価である。なお声明末尾に「子どもを育てる親への支援の充実も併せて要望する」とした点も、注目していただきたい。

2 虐待行動の自己正当化要因としての親権（特に懲戒権）

虐待行動（作為不作為）は虐待の発生要因（貧困、孤立など）を前提とする。この発生要因について、深い検討が必要な時期になっているが、ここでは省略する。親権法が関係するのは、虐待行動の自己正当化要因としてであり、特に懲戒権である。親は子どもを自分の要求のとおりに従わせてよい、という観念の源泉である。日弁連ははじめ多くの団体から懲戒権の廃止が提唱されたが、残念ながら「子どもの利益のための懲戒権」として残された。この点についての評価は分かれる。

私としては、権威あるとされる民法の注釈書に子どもへの暴力を肯定する記述があるような日本の社会で、初めて法制審（部会、親会）という公的な場（議事録が公開されている）で懲戒権について議論がなされた、という点に歴史的な前進を認めたい。なお親権制限についての子の申立権を認めるに当たっての法制審の議論も歴史的に重要である。

3 保護の阻害要因としての親権

一時保護や施設入所等の阻害要因となるのも親権である。一時保護は行政権限のみで親権の前で司法のバックアップがない。施設入所は司法が関与するが、親権をストレートに制限するものではない。司法が親権をストレートに制限するものとしてはオールオアナッシングの親権喪失しかなく、もっと柔軟な司法の関与が求められていたが、結果としては親権の一時停止審判がやっと実現（親権の柔軟な制限）しただけ（しかも親への指導支援と結びつかず）で、一時保護に司法を関与させることはできず、施設での処遇についても司法は関与せず施設長等の権限を行政的に強化することで終わった。全体に、法制審などの議論において、司法の消極姿勢が目立った、と言えよう。（その理由として司法インフラの不足を挙げる研究者もいる。）

4 高年齢児童の自立の阻害要因としての親権

児童福祉法の保護を受けられない18歳以上の子どもについては、アパート探しや就職、等の困難は多いが、親権者の積極消極の妨害によって自立が妨げられる(例えば電話機購入への不協力)ことが少なくない。これについては3の施設長権限の強化によっては解決できず、親権の一部停止審判、許可の審判、接近禁止審判が必要となるが、いずれも実現しなかった。

ただ法制審での議論を通じて、現実のニーズが確認され、個別法令の内容や運用を検討することが課題として意識された意義はある。社会的にも自立をサポートする動きが出てきた(電話会社の運用の改善など)のも重要な変化である。

また未成年後見への関心が法制審でも議論され、一定の成果(複数後見、法人後見など)を得たことも有意義であった(但し責任の軽減などは課題として残された)。

会長声明集 Subject:2011-2-15

親権制度見直しに関する会長声明

2010年3月から法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会において児童虐待防止に関する民法親権規定の見直し作業が進められてきたが、法務省は、本日、法制審議会が取りまとめた改正の要綱を公表した。

要綱によれば、親権喪失及び管理権喪失の要件の見直し、親権停止制度の新設、親権喪失及び停止の申立人の見直し、監護教育権規定の改正、懲戒権規定の改正、未成年後見制度の改正(複数後見、法人後見の導入)などが打ち出されている。従来、民法の親権制限規定は児童虐待防止のためにほとんど機能してこなかったと評されていたことを踏まえると、着実な一歩として評価できる。特に、監護教育権が子どもの利益のために行使されなければならないことを明確にしたこと、親権制限の要件として子どもの利益の観点から見直すとともに、現行の親権制限の要件である「濫用」、「不行跡」から「親権の行使が困難または不適當」に改めることによって親への制裁的性格をほぼ払拭したこと、親権喪失及び停止の申立人として子を加えたことは、実務的観点からのみならず、子どもの迅速な救済と権利保障という理念からも歓迎すべきことである。

一方、親権制限に柔軟性を与えるものと期待された親権の一部制限制度の導入、親権者の同意に代わる裁判所の許可制度の導入、未成年後見人の責任軽減などは見送られたほか、親権制限の場合の戸籍上の取扱いには手が付けられなかった。ま

た、懲戒権規定の改正については、懲戒場に関する部分が削除されたことや懲戒権行使に子どもの利益の観点から一定の制限が加えられたことは評価できるものの、懲戒権規定そのものの削除には至らなかった。これらについては、今後もさまざまな場において、児童虐待防止に取り組む現場のニーズを踏まえつつ、いっそう具体的かつ実際的な議論がなされることを期待するものである。

児童虐待の相談件数は現在も増加の一途をたどっており、未来を担うべき子どもたちが命を落とすという痛ましい事件も後を絶たない。このような悲劇を食い止めるために、親権制度の改正は待ったなしの状況である。当連合会は、本日公表された要綱が一日も早く法律として結実することを強く期待するとともに、新たに導入される制度が十分に機能するよう、必要な関係法令の整備、運用の工夫、関係機関等への周知や研修の充実がはかられることを希望する。また、子どもを育てる親への支援の充実も併せて要望する。

2011年(平成23年)2月15日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健児